

聖籠町告示第 89 号

聖籠町子どもの医療費一部負担金助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 30 年 12 月 20 日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町子どもの医療費一部負担金助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町子どもの医療費一部負担金助成事業実施要綱(平成 23 年聖籠町告示第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前に行われた医療に係る医療費一部負担金の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この告示の改正により新たに助成の対象となる者が助成を受けるために必要な行為その他助成の実施のために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。